

## 1 計画策定の背景と目的

国は、次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通して、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成させる環境整備の推進を図ってきました。

福生市においても同法に基づく「福生市次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）」を策定し、すべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に実施してきました。

しかしながら、福生市においても、ライフスタイルの多様化による晩婚化・晩産化、並びに未婚化・非婚化などの進行によって、依然として急速な少子化が進んでおり、平成14年度をピークに人口減少が続いています。

また家族構成の変化は、子育てに対する不安と孤立感を高め、子育て家庭が地域とのつながりの取り方がわからないことなどがさらに孤立感を増加させており、子育て支援策を講じてもなお、子育てをめぐる環境は厳しい現状です。

これらの課題に対応し子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げて子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていることから、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づく新たな子育て支援は、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指しています。

こうした背景を踏まえ、次世代育成支援行動計画の実施評価や子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、子ども・子育て支援策を通して「子どもの最善の利益」の実現を目指していくこと、並びに子育てに従事する人だけではなく、見守りをする地域の人たち誰もが「住み続けたい」と思える魅力あるまちづくりの推進ができるよう、新たに子ども・子育て支援事業計画を策定します。



## 2 国の動向

### 【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」が制定され（平成20年12月一部改正）、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務づけるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

---

### 【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する状況から、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

## 【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を踏まえ、平成20年2月、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取組です。

---

## 【5つの安心プラン「未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」の策定】

平成20年7月、社会保障に関する5つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめました。その5つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

---

## 【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成20年5月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系がめざすものとして、①「すべての子どものすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手を育成する基礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取り組みを推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡大を図るため、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援のあり方が示されました。

さらには、平成22年1月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

## 【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続き急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が成立し、子ども・子育て関連3法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月より施行されます。

---

## 【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされており、具体的な検討の上、法律の有効期限が平成37年3月までの10年間延長されました。

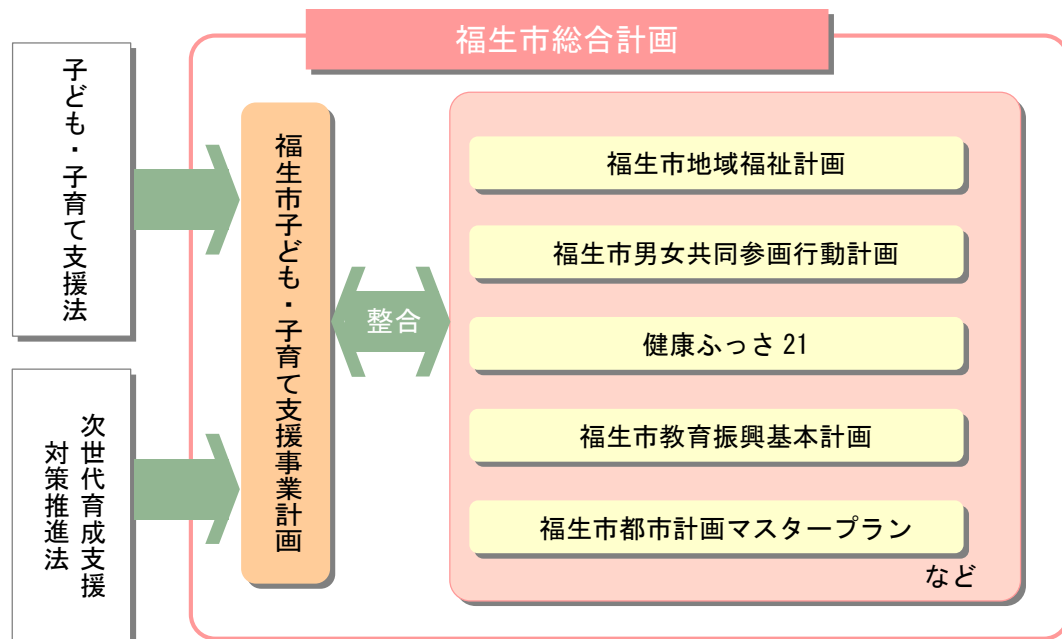
### 3 計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、子育ての第一義的責任は父母その他の保護者にあることを前提に、すべての子どもの健やかな「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

また、これまで、その取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく福生市次世代育成支援行動計画を継承するもので、子どもと家庭に関する支援をより一層促進するために策定するものです。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要であり、そのため、福生市総合計画、福生市地域福祉計画、福生市教育振興基本計画をはじめとした、他の計画との整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】



## 4 子ども・子育て支援新制度の概要

### (1) 「子ども・子育て関連3法」について

次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。また、「子ども・子育て支援新制度」は、これらの法律に基づくものです。

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

### (2) 子ども・子育て支援新制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを目指しています。この制度では、消費税の引き上げによる財源を活用して、計画的に、子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。

また、3歳未満児の保育の量と質を確保するために、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」を「\*地域型保育事業」とし、市町村の認可事業とするとともに財政支援の対象とします。

- ① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
  - ・ 幼児教育と保育を一体的に提供する「\*認定こども園」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- ② 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
  - ・ 地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
  - ・ 教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、\*地域型保育事業の給付制度の創設）
- ③ 地域の子ども・子育て支援の充実
  - ・ 子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、\*地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）





## 5 計画策定の経過（策定体制）

### （1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児の保護者 1,200 人（回収：599 人、回収率 49.9%）、小学生の保護者 600 人（回収：337 人、回収率 56.1%）、妊婦 60 人（回収：18 人、回収率 30%）を対象として、「子ども・子育て支援に関するアンケート」を実施しました。

### （2）子育て担い手調査の実施

子育て支援者からみる市民の子育てへの不安や困っていること等を把握するとともに、既に実施しているアンケート調査では把握しづらい、支援の必要性があると思われる子どもたちの状況についても把握することを目的とし、保育所、幼稚園、小学校、学童クラブ、※児童館等（各団体所属の 67 人）に調査を実施しました。

### （3）「福生市子ども・子育て審議会」の開催

この計画への子育て当事者等の意見を反映するとともに、市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「福生市子ども・子育て審議会」を開催し、今後の子育て支援策や計画の考え方について審議しました。





## 6 計画の期間

本計画は5年を1期とした計画とし、計画期間を平成27年度～31年度とします。

また、計画期間中において、社会情勢の急激な変化等による新たな子育てニーズが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定	